

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在の社会福祉法人Bに雇用され、会社が運営する障害者支援施設C（以下「事業場」という。）において介助員として就労していた。

被災者は、平成○年○月○日、自宅において縊死しているところを母親（請求人の妻）に発見され、Dクリニックに搬送されたが死亡が確認された。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の精神障害及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人、被災者の友人及び事業場関係者からの聴取内容をはじめとした被災者の死亡に至るまでの言動、健康状態等について医学的に検討した結果から、被災者は、平成〇年〇月〇日頃、ICD—10診断ガイドラインにおける「F32.0 軽症うつ病エピソード」を発病していた旨述べている。

当審査会としても、被災者の症状の経過等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別添の記載を引用する。）を策定しており、当審査会は、その取り扱いは妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の精神障害発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、被災者は認定基準別表 1 の具体的出来事として、①平成〇年〇月〇日に開催された班会議の議事録を被災者が作成するに当たって、E から複数回の書き直しを指示された、②平成〇年〇月〇日に開催された入所者の家族会において、E から家族旅行に係るアンケートの不備を入所者の家族の面前で叱責された、③入所者のジュース代を管理していた管理ボックスの現金につき、平成〇年〇月分の残金に〇円の不足が生じ、その原因が被災者による盗難であるとして、E 及び F から追求され、同年〇月〇日に臨時に開催された会議の場で事実上被災者が犯人であるかのように扱われた、という上司による「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当する出来事があり、その全体評価は「強」に至る旨を主張しているので、以下検討する。

(イ) ①の E による複数回に亘る議事録書き直しの指示について、当審査会としても一件記録を精査したが、各関係者の申述及び証拠からは、業務指導の範囲を逸脱するようないじめ、嫌がらせがあったという事実は確認されず、決定書理由に説示するとおり、認定基準別表 1 の具体的出来事の類型「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討することが妥当であると判断する。

その上で、E の当該指示について検討したところ、各関係者の申述から、E の部下に対する指示内容は現場の状況を踏まえない具体性に乏しいもので、同僚労働者も議事録のやり直しを複数回命ぜられた経験が認められるものであり、その指導方法は、いささか部下に対する配慮に乏しい面があったと認められるものの、議事録等文書の修正を指示することは、業務指導の範囲内の指示内容であり、更に当該議事録を見分したところ、その記載内容も一般的な記述に留まるとみるのが相当であって、特段、困難を要する程の指示内容であったとは認められない。

したがって、「複数回、議事録の書き直しを指示されたこと」による被災者の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(ウ) ②の入所者の家族の前で叱責されたことについて、当審査会としても一件記録を精査したが、各関係者の申述及び証拠からは、請求人の主張するいじめ、嫌がらせがあったという事実は確認されず、認定基準別表 1 の具

体的出来事の類型「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討するも、決定書理由に説示するとおり、Eの叱責が、業務指導の範囲を逸脱していたとの事実は確認されず、また、周囲に客観的に認識されるような対立が生じたともとも言えず、叱責後に業務への支障もなかったこと等からも、その心理的負荷の総合評価を「弱」とする審査官の決定は、妥当なものであると判断する。

(エ) ③の入所者のジュース代の不足分を被災者による盗難とされたこと（以下「本件問題」という。）について、当審査会としても一件記録を精査し、本件問題の経緯をみたところ、被災者は平成〇年〇月〇日に担当分のジュース代の精算を済ませていたが、その後、ジュース代を管理していた管理ボックスの現金に不足が生じていることが判明したものである。同年〇月〇日、被災者は、Eからジュース代が不足する中、被災者のみが精算を済ませることができた事情を質された際、Eが納得できるように適切に説明ができなかったことから、被災者がジュース代を盗難したものと疑われているのではないかと不安を抱いたものであり、周囲にもその心情を漏らしている。さらに、同年〇月〇日に開催された会議において、本件問題に係る現状及び原因等が論議されたが、その場でFは職員による盗難の可能性について言及し、当該会議の議事録にも「盗っている職員がいるのでは」と記録されている。当審査会としては、これら複数の関係者の申述及び証拠、特に各関係者が見聞きしたE及びFの被災者に対する本件問題に係る発言及び当該会議での議事運営手法等からは、上司らが被災者を本件問題の犯人と推定しているとの印象を被災者及び周囲の同僚が抱いたとしても、やむを得ないような配慮に乏しい対応があったとするのが妥当であると判断する。

したがって、当該事情を鑑みれば、例え、E及びFの発言等は、管理者として本件問題に係る事実確認及び再発防止対策の検討等を目的としていたとしても、業務指導の範囲内に留まる内容であるとは認め難く、請求人らが主張するとおり、認定基準別表1の具体的出来事の類型「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するものと判断するのが相当である。

ただし、E及びFの言動が、被災者が本件問題の犯人であると断定して

いたとまでは認められず、また、E及びFの言動は執拗と言える程のものではなかったとみるのが相当であり、その心理的負荷の総合評価を「中」とする審査官の決定は、妥当なものであると判断する。

ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき程の事項は認められない。

エ したがって、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が2つ、「中」の出来事が1つであり、恒常的な長時間労働も認められないことから、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らず、被災者の精神障害及び死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。